化粧品基準の一部を改正する件 新旧対照表

化粧品基準(平成12年厚生省告示第331号)

改 正	後		改	正	前
 化粧品基準 1~5 (略) 別表第1~3 (略) 別表第4 1. すべての化粧品に配合の制限がある成分 成 分 名 サリチル酸ホモメンチル 2-シアノー3,3-ジフェニルプロパー2ーエン酸2ーエチルヘキシルエステル(別名オクトクリレン)ジパラメトキシケイ皮酸モノー2ーエチルヘキサン酸グリセリル 	100g中の最大配合量(g) 10 10 10	サリチル酸ホモメン 2-シアノ-3,3-3 -エン酸2-エチル 別名オクトクリレン ジパラメトキシケー ルヘキサン酸グリセ	こ配合の制限 分 名 ンチル ジフェニルン シヘキシルエ ノ) イ皮酸モノ-	がある成分 プロパー2 ステル(う 100g中の最大配合量(g) 10 10
パラアミノ安息香酸及びそのエステル	10.0 合計量として4.0 10	(新設) パラアミノ安息香酢 4ーtertーブチルー ゾイルメタン			(新設) 合計量として4.0 10

2. 化粧品の種類により配合の制限のある成分(略)

| 2. 化粧品の種類により配合の制限のある成分(略)

註、下線部を変更